

生活習慣病管理料への移行について

2024年6月1日から診療報酬が改定となります。

この度、特定疾患管理料を算定している患者様のうち、生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症・高コレステロール血症））を主病とする患者様に総合的な治療管理をするため、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行となりました。

国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

また、療養計画書作成にあたり、患者様の署名が必要になりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<対象となる患者様>

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症（高脂血症・高コレステロール血症）」が主病の患者様

<療養計画書>

患者様ごとに療養計画書をお渡しいたします。